

平成19年11月9日

株主各位

東京都港区芝二丁目7番15号

（本社事務所
東京都港区三田三丁目5番27号
住友不動産三田ツインビル西館25階）

高千穂電気株式会社

代表取締役社長 櫻井 恵

中間配当金支払に関する取締役会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、平成19年11月8日開催の取締役会におきまして、第62期（平成19年4月1日から平成20年3月31日まで）の中間配当金の支払について、下記のとおり決議されましたので、ご通知申し上げます。 敬具

記

当社定款の規定にもとづき、平成19年9月30日を基準日として、次のとおり中間配当金を支払う。

1. 中間配当金…………… 1株につき 20円

2. 中間配当の効力発生日

（支払開始日）……………平成19年12月4日(火)

以上

中間配当金のお支払いについて

中間配当金領収証（振込をご指定の方には「配当金計算書」および「お振込先について」）は、株主各位のお届出ご住所あて、来る12月3日にお送り申しあげる予定であります。